

静岡県告示第549号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月2日

静岡県知事 川勝平太

1 形質変更時要届出区域

三島市長伏161番5の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアノ化合物、ほう素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び東部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）